

○分野融合型数理・データサイエンス・A I 教育推進本部規程

令和3年12月23日  
法人規程第42号

分野融合型数理・データサイエンス・A I 教育推進本部規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する分野融合型数理・データサイエンス・A I 教育推進本部（以下「推進本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進本部は、筑波大学（以下この条において「本学」という。）における全学的な数理、データサイエンス及びA I（Artificial Intelligence：人工知能）を活用し様々な分野における課題の解決を図ることができる人材を育成するための教育（次条において「数理・データサイエンス・A I 教育」という。）に係る方針を企画立案するとともにこれを推進し、もって本学の教育研究の発展及び学修の充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な数理・データサイエンス・A I 教育に係る方針の企画立案及びその推進の総括に関すること。
- (2) 数理・データサイエンス・A I 教育に係る全学的なプログラムを実施するための総合調整に関すること。
- (3) 数理・データサイエンス・A I 教育に係る全学的なプログラムのP D C Aサイクル（プログラムを継続的に改善するため、計画（P l a n）、実行（D o）、評価（C h e c k）、改善（A c t i o n）の段階を繰り返すことをいう。）の確立に資する事項に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進本部は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 教育を担当する副学長（次号において「担当副学長」という。）
- (2) その他担当副学長が指名する者 15人以内

(本部長)

第5条 推進本部に本部長を置き、前条第1号の構成員をもって充てる。

2 本部長は、推進本部の業務を総括する。

(構成員の任期)

第6条 第4条第2号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の構成員は、再任されることができる。

(運営会議)

第7条 推進本部に、推進本部の業務に関する事項について協議の上決定するとともに、関連組織との連絡調整を図るため、推進本部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる構成員で組織する。
  - (1) 本部長
  - (2) 教学デザイン室の室長
  - (3) 総合智教育推進委員会の学群共通科目部会に置かれる共通科目「情報」に係る専門部会の長
  - (4) 総合智教育推進委員会に置かれる大学院共通科目部会の長
  - (5) 理工情報生命学術院システム情報工学研究群の研究群長
  - (6) その他本部長が指名する者 若干人
- 3 前項第6号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前2項の構成員は、再任されることができる。

(議長等)

第8条 運営会議に議長を置き、前条第2項第1号の構成員をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、前条第2項第2号の構成員が、その職務を代行する。

(事務)

第9条 推進本部に関する事務は、関係する部課室及びエリア支援室等の協力を得て、教育推進部教育推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、令和3年12月23日から施行する。